

令和6年度4月定例記者会見 次第

日時：4月25日（木）13時30分

会場：糸島市役所 庁議室

【出席者】

〔伊都国記者会〕 朝日新聞社、糸島新聞社、西日本新聞社、毎日新聞社、
読売新聞社、NHK福岡放送局、時事通信社

〔糸島市〕 市長、副市長、教育長、関係課（下記参照）

1 市長あいさつ

2 案件

① 社会人経験枠の職員採用試験を実施

【市長発表】

総務課

② 新庁舎における災害体制の構築

【市長発表】

危機管理課

3 懇談・その他

■ 次回定例記者会見の開催日時（予定）

日時：5月27日（月）13時30分～

場所：糸島市役所 庁議室

社会人経験枠の職員採用試験を実施します。

現在、公務員を取り巻く環境も大きく変化し、自治体間でも競争が生じている中、企画力や対応力のある優秀な人材を確保するため、令和6年度職員採用試験の実施時期及び回数について、見直しを行いました。

令和6年度は、従来の職員採用試験（2期試験）に加え、新たに社会人経験枠の試験（1期試験）を実施します。

今回の社会人経験枠（1期試験）では『民間企業等の職務経験を重視』、『年齢上限を45歳』とし、民間企業等で培ってきた豊かな経験を糸島市のまちづくりに活かせる人材を募集します。

なお、従来の職員採用試験（2期試験）は、7月以降に実施する予定です。

詳細につきましては、ホームページ及び募集案内（糸島市総務課にて配布）を確認してください。なお、1期試験に申し込んだ人は、2期試験への申し込み（併願）はできませんのでご注意ください。

○申込受付期間 令和6年5月1日（水）9時～16日（木）17時

○申込方法 インターネット（ふくおか電子申請サービス）による申し込み

○募集職種等

試験区分	採用予定者数	受験資格
一般事務A （社会人経験者対象）	5人程度	・昭和54年4月2日から平成11年4月1日までに生まれた人 【26歳～45歳（R7.4.1時点）】 ・民間企業等における職務経験を直近5年中3年以上有し、その経験が糸島市のまちづくりに活かせる人
土木技術B （社会人経験者対象）	2人程度	・昭和54年4月2日から平成11年4月1日までに生まれた人 【26歳～45歳（R7.4.1時点）】 ・民間企業等における土木関係業務に従事した職務経験を直近5年中3年以上有し、その経験が糸島市のまちづくりに活かせる人

○試験内容

【第1次試験】総合能力試験（SPI3による性格検査・能力検査）

職務経歴評定（申込時に提出される職務経歴書による評定）

【第2次試験】面接試験

【第3次試験】面接試験

○採用時期 原則として、令和6年10月1日採用

【問い合わせ先】

糸島市 総務部総務課

人事・研修係 担当：森本

電話：332-2100

メール：somu@city.itoshima.lg.jp

あなたの**経験**が**まちの魅力**を創造する



令和6年度 糸島市職員採用試験【1期】

社会人経験者対象 26歳～45歳 一般事務A / 土木技術B

● 受付期間 **5月1日(水)～5月16日(木)**

● 第1次試験 【総合能力試験】 SPI3による性格検査・能力検査

試験日:5月23日(木)～6月11日(火)のうち受験者が選択する日時

試験会場:受験者が選択するテストセンター(天神三丁目会場など全国のリアル会場)

【職務経歴評定】 職務経歴書による職務経歴の評定

詳しくはWEBで!

糸島市 採用

検索





令和6年度

糸島市職員採用試験案内 【 1 期 】

一般事務A（社会人経験者対象）/土木技術B（社会人経験者対象）

令和6年4月19日

申込受付期間／5月1日（水）～5月16日（木）



【 令和6年度 採用試験スケジュール 】

期別	令和6年																										
	4月			5月			6月			7月			8月			9月			10月			11月			12月		
	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下
1期	一般行政（社会人経験者対象）																										
	土木技術（社会人経験者対象）																										
2期													一般行政、一般行政（障がい者対象）、土木技術														
													一般行政（文化財）														
													消防吏員														

- ★上表は予定のため、採用状況によっては試験の有無も含めて変更になる可能性があります。
- ★1期試験の採用予定日は原則として令和6年10月1日です。（別途協議可能）
- ★7月以降に募集開始する試験区分（2期）については、ホームページを確認してください。詳細は、決まり次第順次公開します。
- ★受験の申込みは、令和6年度試験において1人1回に限ります。複数の試験区分に申し込むことはできません。（1期と2期の併願不可）

糸島市総務部総務課

糸島市の将来像

人とまちの魅力が輝く 豊かさ実感都市 いとしま



求める人材像

「新しいまちづくりへの意欲と能力を持ち

市民から信頼される人材」

糸島市が求める人材を具体的に示すと、以下の5項目になります。

【市民本位】

糸島市をさらに良くし、市民の満足度を高めようとする意欲を持つ人材

【広い視野】

糸島市はもとより、国の内外を見渡す視野を持つ人材

【創造志向】

糸島市の特性に合った方法を立案し、新たな課題に立ち向かう人材

【実行力】

市民に分かりやすく公共施策の必要性を説明し、理解を得るための緻密な論理構成力と粘り強い行動力を持つ人材

【改革志向】

自己の能力を開発する努力を惜しまず、なおかつ仕事の成果を上げることにより自分が自分であるという自己実現につなげていくことができる人材

1 試験区分、採用予定者数及び受験資格等

試験区分	採用予定者数	受験資格等	職務の内容
一般事務 A (社会人経験者対象)	5人程度	<ul style="list-style-type: none"> ・昭和54年4月2日から平成11年4月1日までに生まれた人【26歳～45歳（R7.4.1時点）】 ・民間企業等における職務経験を直近5年中3年以上有し、その経験が糸島市のまちづくりに活かせる人 ※職務経験についてはP7～を確認してください。	市長事務部局、教育委員会事務部局、議会事務部局、その他の行政委員会の事務部局及び公営企業における業務に従事
土木技術 B (社会人経験者対象)	2人程度	<ul style="list-style-type: none"> ・昭和54年4月2日から平成11年4月1日までに生まれた人【26歳～45歳（R7.4.1時点）】 ・民間企業等における土木関係業務に従事した職務経験を直近5年中3年以上有し、その経験が糸島市のまちづくりに活かせる人 ※職務経験についてはP7～を確認してください。	土木に関する業務及び一般事務Aの職務に関する業務に従事

(注1) 複数の試験区分に申し込むことはできません。7月以降に募集を開始する採用試験（2期）の試験区分と併願して申し込むことはできません。

(注2) 採用予定者数は、変更になる場合があります。

(注3) 受験資格等に該当する人は、(注4)及び(注5)を除き、どなたでも受験することができます。

(注4) 次のいずれかに該当する人は、受験できません。

- ① 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- ② 糸島市において懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない人
- ③ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

(注5) 日本国籍を有しない人で、法令により就職が制限される在留資格の人は、受験できません。

(注6) 日本国籍を有しない人については、次の点に注意してください。

- ① 試験は、全て日本語により出題・質問を行います。それに対する解答・応答も全て日本語で行ってください。
- ② 採用後は、公権力の行使に該当する職務（例：市税の賦課・督促・滞納処分、生活保護の決定及び立入調査、建築物・建築工事等の立入調査等）又は公の意思の形成への参画に携わる職（例：専決権を持った課長級以上の職など、市政方針や最終的な政策決定等に重大に関与し、権限をもって意思決定を行う職）以外の職に任用されます。

2 試験方法

	試験科目	試験内容	試験区分
第一次試験	総合能力試験 職務経歴評定	<ul style="list-style-type: none"> ・SPI3による性格検査及び能力検査 ・職務経歴書による評定 	共通
第二次試験	面接試験	<ul style="list-style-type: none"> ・個別面接 	共通
第三次試験	面接試験	<ul style="list-style-type: none"> ・個別面接 	共通

- (注1) 「共通」は、全ての試験区分が対象となります。
- (注2) 試験は、全て日本語により出題・質問を行います。それに対する解答・応答も全て日本語で行ってください。また、点字及び拡大文字による試験は行いません。
- (注3) 「SPI3」とは、株式会社リクルートマネジメントソリューションズが運営する性格検査及び能力検査です。第一次試験の受検に際しては、実施する株式会社リクルートマネジメントソリューションズの利用規約、指示を遵守してください。
- (注4) 「性格検査」を受検する際は、パソコン又はスマートフォンを使用します。所有するパソコン又はスマートフォンがない場合は、インターネットカフェ等のパソコン等を使用してください。
- (注5) 「能力検査」を受検する際は、顔写真付き本人確認書類（運転免許証、パスポート、マイナンバーカード等で有効期限内のもの）が必要になります。顔写真付きの本人確認書類がない場合は受検できませんので注意してください。
- (注6) 「SPI3」の性格検査及び能力検査は、『糸島市が指定する期間』に必ず受検してください。指定した期間より前に受検した結果の使用やオンライン会場での受検はしないでください。「能力検査」受検時にリアル会場で使用した「受検票」(SPI3の「受検予約完了画面」を印刷したもの)は必ず保管しておいてください。第二次試験の際に、確認させていただきます。
- (注7) 第二次試験以降の試験では、計算機能や翻訳機能付きの時計等の使用は禁止します。また、携帯電話やスマートフォン、スマートウォッチを時計として使用することも禁止します。

3 試験日程及び試験会場

	試験日程	試験会場等
第一次試験	糸島市が指定する期間のうち、受験者が選択する日時 「糸島市が指定する期間」 令和6年5月23日(木)から令和6年6月11日(火)まで	【性格検査】 WEBテスト (パソコン又はスマートフォンによるオンライン試験) 【能力検査】 受験者が選択するテストセンター (天神三丁目会場等全国のリアル会場) ※オンライン会場不可
第二次試験	【予定】 令和6年6月29日(土) 予備日：令和6年6月30日(日) ※詳細は第一次試験合格者に通知します。	糸島市役所 (糸島市前原西一丁目1番1号) 他 ※試験会場は変更する場合があります。
第三次試験	【予定】 令和6年7月13日(土) ※詳細は第二次試験合格者に通知します。	

- (注1) 「性格検査」及び「能力検査」の受検方法、会場等の詳細については、SPI3ホームページで確認してください。
(URL <https://www.spi.recruit.co.jp/testcenter/>)
- (注2) 第一次試験の「性格検査」は、「糸島市が指定する期間」にWEBテストで受検してください。「糸島市が指定する期間」より前に受検した結果は使用しないでください。
- (注3) 第一次試験の「能力検査」は、「糸島市が指定する期間」にテストセンター(リアル会場)で受検してください(オンライン会場不可)。「糸島市が指定する期間」より前に受検した結果は使用しないでください。
- (注4) 「能力検査」受検時にリアル会場で使用した「受検票」(SPI3の「受検予約完了画面」を印刷したもの)は必ず保管しておいてください。**第二次試験の際に、確認させていただきます。**
- (注5) 第二次試験、第三次試験について、台風等の自然災害等により、やむを得ず試験日程・会場を変更する場合は、糸島市ホームページでお知らせします。(URL <https://www.city.itoshima.lg.jp>)
- (注6) 第二次試験、第三次試験の試験会場までは公共交通機関を利用してください。配慮が必要な場合は、事前に糸島市総務課人事・研修係に相談してください。

4 合格発表

(1) 合格発表の日

第一次試験	令和6年6月中旬(予定)
第二次試験	令和6年7月上旬(予定)
第三次試験	令和6年7月下旬(予定)

(2) 合格発表の方法

- ① 糸島市役所の玄関前に合格者の受験番号を掲示します。
- ② 糸島市ホームページに合格者の受験番号を掲載します。
- ③ 合格者には、郵送により通知します。なお、郵便事情により延着又は不着となる場合がありますので、①又は②により確認してください。

(3) 注意事項

全ての試験において、電話、ファクシミリ、電子メールでの合否の問合せについては、いかなる場合にも応じませんので注意してください。

5 申込手続

(1) 申込受付期間

令和6年5月1日(水)午前9時から令和6年5月16日(木)午後5時まで

(2) 申込方法

- ① 糸島市ホームページの「令和6年度糸島市職員採用試験」から「ふくおか電子申請サービス」にアクセスし、返信用のメールアドレスを入力し、「ログインしないで申請する」を押してください。入力したメールアドレスに「申請方法のお知らせ」のURLが送られてきます。
- ② 「申請方法のお知らせ」のURLにアクセスし、メールアドレスと仮パスワードを入力してください。申込フォームの入力画面が開きます。
- ③ 申込フォームに必要な事項を入力し、「エントリーシート(職務経歴書を含む。)」を添付し、送信してください。送信後、ふくおか電子申請サービスから「申請受付のお知らせ」が届きます。
※「エントリーシート(職務経歴書を含む。)」は糸島市ホームページに掲載しています。
※入力の際に使用した受付番号やパスワードは必ずメモ等に控えておいてください。
※入力等に関する詳細はふくおか電子申請サービスのホームページを確認してください。
※1日経過しても「申請受付のお知らせ」のメールが届かない場合は、総務課人事・研修係に連絡してください。

(3) 申込内容の審査

- ① 申込内容の審査が始まると、ふくおか電子申請サービスから「審査開始のお知らせ」のメールが届きます。
- ② 申込内容に不備がある場合は、「申請内容修正のお願い」のメールがふくおか電子申請サービスから届きます。その他、確認させていただきたい事項があれば総務課人事・研修係から電話又はメールで連絡します。
- ③ 申込内容の審査が終了しましたら、ふくおか電子申請サービスから「審査完了のお知らせ」のメールが届きます。
- ④ 「審査完了のお知らせ」のメールが受付完了のお知らせです。第一次試験に関するメールが届くまでお待ちください。
※令和6年5月17日(金)から令和6年5月22日(水)までの間に、第一次試験受験案内通知のメールを送信します。本メールには受験番号も併せて記載します。受験番号は試験終了まで必要になりますので、必ず控えてください。

※期日までに同メールが届かない場合は、総務課人事・研修係まで問合せしてください。

(4) 注意事項等

- ① 受験申込みは、パソコン又はスマートフォンを使用します。所有するパソコン又はスマートフォンがない場合は、インターネットカフェ等のパソコン等を使用してください。
- ② 「@city.itoshima.lg.jp」、「@pref.fukuoka.lg.jp」及び「@arorua.net」のドメインから送信される電子メールが受信できるように設定してください。また、パソコンから送信される電子メールが受信できるように設定してください。
- ③ 入力事項に不正がある場合、職員として採用される資格を失うことがあります。
- ④ 現住所又は合格等の通知先は確実に連絡できる（郵便物が届く）所を入力してください。
- ⑤ 入力事項に不備がある場合は、受け付けられませんので入力内容を十分に確認してください。
- ⑥ 提出された個人情報については、市で適切に管理するとともに採用試験に関する事務以外には使用しません。
- ⑦ 電子メールの設定不備や通信障害等については、本市では一切の責任を負いません。
- ⑧ 電子申請に必要な動作環境は、ふくおか電子申請サービスのホームページを確認してください。
- ⑨ ふくおか電子申請サービスの入力フォームの入力には制限時間（60分）がありますので、入力に時間がかかる場合は「申請書一時保存」の機能を使用してください。
※入力等に関する詳細は、ふくおか電子申請サービスのホームページで確認してください。
- ⑩ 受験に際して、障がい等の理由により配慮が必要な人は、総務課人事・研修係までご相談ください。ただし、内容によっては、試験の実施上、配慮が提供できない場合もあります。なお、配慮を希望することが受験結果に影響することはありません。

6 第一次試験

(1) 受験方法等

総合能力試験（SPI3による性格検査及び能力検査）

- ① 第一次試験受験案内通知のメールの指示に従い、「糸島市が指定する期間」にパソコン又はスマートフォンで「性格検査」を受検してください。「糸島市が指定する期間」より前に受検した結果は使用しないでください。
- ② 「性格検査」を受検した後に、テストセンター（リアル会場）で「能力検査」を受検してください。
- ③ 「能力検査」は予約が必要です。パソコン又はスマートフォンから希望のテストセンター（リアル会場）及び日時を予約してください。
- ④ 「能力検査」は「糸島市が指定する期間」にテストセンター（リアル会場）で受検してください。「糸島市が指定する期間」より前に受験した結果は使用しないでください。テストセンターに関する詳細は、テストセンターヘルプデスク（電話：0570-081818 [営業時間：9:00～18:00]）に問合せしてください。

(2) 注意事項等

- ① テストセンター（リアル会場）の予約は、「性格検査」が完了するまで確定されません。
- ② 早めにテストセンター（リアル会場）の空席状況を確認し、日程に余裕をもって予約を行ってください。テストセンター（リアル会場）の予約状況等により受検できない場合、本市では一切の責任を負いません。
- ③ 受検方法やテストセンター等の詳細については、第一次試験受験案内通知のメール及びSPI3ホームページで確認してください。
- ④ 「能力検査」受験時にリアル会場で使用した「受検票」（SPI3の「受検予約完了画面」を印刷したもの）は必ず保管しておいてください。第二試験の際に確認させていただきます。

7 採用

第三次試験合格者（最終合格者）は、採用候補者名簿に成績順に登載され、**原則として令和6年10月1日に採用されます。**

8 給与

(1) 初任給

初任給については、職務経験の内容に応じて任命権者が決定します。民間企業等における職務経験年数に応じた初任給の例としては、以下の表のとおりです。

区分	民間企業等における勤務期間	初任給（給料）
一般事務 土木技術	大学(4年制)卒業後職務経験 4年(採用時年齢26歳)	221,100円程度
	大学(4年制)卒業後職務経験13年(採用時年齢35歳)	285,900円程度
	大学(4年制)卒業後職務経験23年(採用時年齢45歳)	363,300円程度
【参考】 一般事務 土木技術	大学(4年制)卒業後職務経験0年(採用時年齢22歳)	196,200円程度

※上記の例は、令和7年4月1日採用時の初任給を、令和6年4月1日現在の給料月額を基準として算出したものです。大学(4年制)卒業直後に民間企業等で正社員として採用され、職務経験年数の全てが、採用後の本市の職務に直接役立つと認められる場合の例ですので、これを下回る場合があります。

※このほかに地域手当、通勤手当、時間外勤務手当等の諸手当がそれぞれの条件に応じて支給されます。期末・勤勉手当（ボーナス）が年に約4.5月分支給されます。

※給与の額は条例等の改正（給与改定等）により変更されることがあります。

9 職務経験の考え方

(1) 職務経験の基準

① 令和6年4月30日を基準とし、直近5年（令和元年5月1日～令和6年4月30日）中に3年以上の職務経験があること。

② 職務経験の算定は、1つの企業等（会社員、公務員、自営業者等とする。）に週30時間以上の勤務を1年以上勤務している場合は期間として通算します。1年を満たないものは職務経験として通算できません。

③ 1年以上勤務している期間の中で、勤務時間が週30時間未満の期間があれば、その職務経験の期間から除きます。

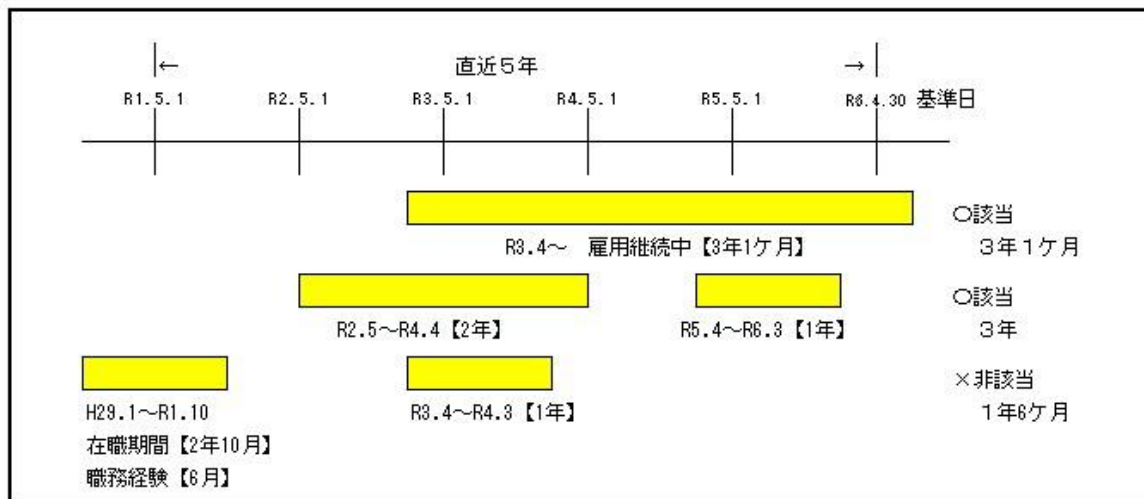
※就業規則等で認められた休業等で実際に業務に従事しなかった期間が1月以上ある場合であっても、雇用条件における勤務時間が週30時間以上あれば、職務経験期間として通算します。ただし、職務経歴書に必ず休業期間を記載してください。なお、この記載があることが受験結果に影響することはありません。

④ 最終合格決定後、職務経験等の受験資格確認のため、証明書等の提出を求めます。申込記載事項に誤りや不正がある場合、受験資格に係る職務経験期間等が確認できない場合は採用されません。

⑤ 同一期間内に複数の職務に従事した場合は、いずれか一方の職務に限ります。

⑥ 「民間企業等における土木関係業務に従事した職務経験」とは、道路や橋梁、上下水道管の設置・改修工事、河川の改修、その他土木構造物の築造・改修工事についての設計、管理技術者や現場代理人等としての施工管理、土木に係る計画の策定や実施などの職務内容を想定しています。職務経歴書や面接試験の中で確認します。

職務経験の考え方 直近5年のうち3年以上の勤務があるもの



10 その他

- (1) 試験当日のマスクの着用は、個人の判断に委ねます。マスク着用者は、試験時間中の本人確認の際や個別面接の際には、係員の指示に従い、マスクを外してください。
- (2) 咳・くしゃみ等の症状がある場合は、控室でのマスクの着用等、周囲への配慮をお願いします。

<問合せ>

〒819-1192 福岡県糸島市前原西一丁目1番1号

糸島市 総務部 総務課 人事・研修係

電話 代表 092(323)1111 内線1217

直通 092(332)2100

開庁時間 8時30分~17時15分

※土日・祝日・年末年始(12/29~1/3)を除く。

市ホームページ <https://www.city.itoshima.lg.jp>



令和6年度糸島市職員採用試験 エントリーシート（職務経歴書）

フリガナ		職種（セルから選択！）	受験番号
氏名			※記入不要
生年月日	セルから選択→	年	月 日 （令和7年4月1日現在） 歳

1 志望動機 なぜ糸島市を志望しましたか。簡潔に入力してください。（3つ以内）

・
・
・

2 職務経歴で培った専門知識や能力等を市の職務にどのように活かせると考えますか。活かせる知識や能力等を明確にし、具体的に説明してください。（3つ以内）

知識・能力等	
説明	
知識・能力等	
説明	
知識・能力等	
説明	

3 資格等 ※資格の例 社会保険労務士、社会福祉士、土木施工管理技士、測量士、応用情報技術者など

[記載例] 社会保険労務士（R3年12月取得）		

4 【自由記載欄】 ※上記項目1～3以外で、自己PRなどがあれば入力してください。

--

5 職務経歴

※直近5年中（R1. 5. 1～R6. 4. 30）の勤務をすべて入力してください。職務経歴（週30時間以上の勤務を1年以上継続）に該当する勤務には、①該当欄のセルを選択し、○を入力してください。

※職務経歴期間に該当する場合は②期間の計算に入力してください。該当しない場合は②の入力は不要です

※現在、勤務を継続している場合は、勤務終了日の欄に「継続」と入力してください。

令和6年4月30日基準

① 該 当 欄	勤務期間			②期間の計算	勤務先名称等		担当した具体的な職務内容	雇用形態 (セルから選択↓) ※その他は[]に 入力
	勤務開始日				派遣社員の場合は派遣元を入力 派遣先も()で入力			
	勤務終了日				週あたりの勤務時間			
	年	月	日	年	月	日		正規雇用 非正規雇用 自営業 その他 []
							時間/週	
	年	月	日	年	月	日		正規雇用 非正規雇用 自営業 その他 []
							時間/週	
	年	月	日	年	月	日		正規雇用 非正規雇用 自営業 その他 []
							時間/週	
	年	月	日	年	月	日		正規雇用 非正規雇用 自営業 その他 []
							時間/週	
	年	月	日	年	月	日		正規雇用 非正規雇用 自営業 その他 []
							時間/週	
	年	月	日	年	月	日		正規雇用 非正規雇用 自営業 その他 []
							時間/週	
	職務経歴期間 計							

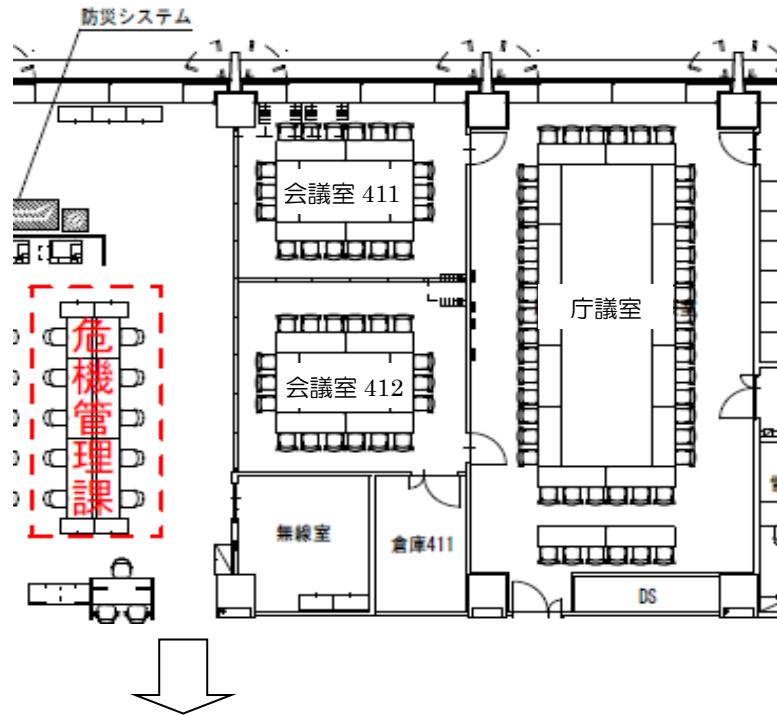
※上記の期間の中で、1月以上の休暇、休職、休業等がある場合は入力してください。

[記載例] R3/3/21～R4/3/31 育児休業取得（1年11月）

新庁舎における災害体制の構築

1. 新庁舎機能を生かした風水害対応職員防災訓練

今年1月より開庁した新庁舎のコンセプトの一つ「安全・安心を支える防災拠点としての庁舎」。
災害発生時にも防災拠点として、庁舎機能を維持できる高い耐震性と安全性を備えているだけでなく、
限られたスペースを有効活用し、災害時の初動を迅速に対応できるように設計されています。
新庁舎での初めての災害訓練は、庁舎機能を確認しながら実施します。



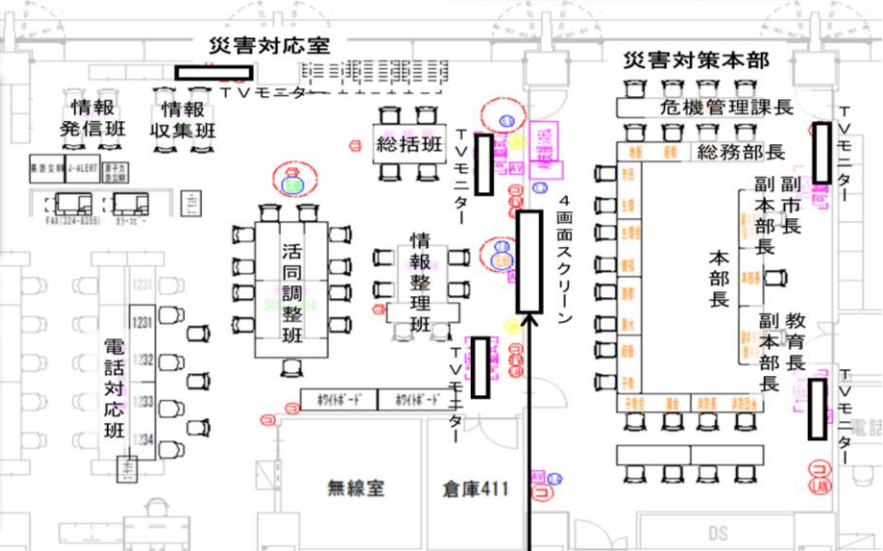
災害対応時配置図 (令和6年2月決定) 保存先: 災害対策>◆災害対応

- ☐ …コンセント(壁タイプ) ☑ …コンセント(タップタイプ)
- ☎ …電話線(HF) ※内線3413～3417 ○ …床下70cm吹き出し下部にあり
- ☎ …電話線(HF) ※内線3418～3422
- 📺 …テレビアンテナ 📶 …庁内LANネット
- 📺 …AV支援システムネット 📶 …原子力防災NWネット
- 📺 …PC映像入力ネット

災害対策室	机16台 椅子32脚
災害対応室1	机6台 椅子16脚
災害対応室2	机6台 椅子12脚

4画面スクリーンの活用例 (水害等)	
土砂キキクル	洪水キキクル
雨雲の動き	NHK放送等

4画面スクリーンの活用例 (地震等)	
地震情報	津波情報 又は 浸水キキクル
気象情報 又は 被害・活動状況 ※地図が望ましい	NHK放送等



風水害対応職員防災訓練

・災害対策本部員及び本部運営職員が、災害対応業務における各人の役割を理解するとともに、新庁舎における災害対策室・災害対応室機能の習熟を図る。

①日 時／令和6年5月13日（月）10時～15時

②場 所／市役所4階 災害対策室・災害対応室

③参加者／約60人 ※災害対策本部員・本部運営職員、消防本部、陸上自衛隊、糸島警察署等

④スケジュール

◎災害対策室等における資器材の取扱説明（10：00～11：30）

- ▶本部運営職員に対し、新庁舎災害対策室の設備や更新した防災行政無線親局設備等の取扱説明。
- ▶本部運営室各班（電話対応班、情報収集班、情報発信班、情報整理班、活動調整班、総括班）の業務の流れ・要領・任務を確認。

◎災害対策本部会議の開催及び状況付与に基づく本部運営室の対応訓練（13：00～15：00）

- ▶第3配備（災害対策本部設置）から開始。第4配備へ移行し、自衛隊に派遣要請を行うまでを訓練。
- ▶災害対策本部は2回開催し、被害状況の確認や各対策部の職員参集状況・対応状況を報告し、本部長指示を行う。
- ▶本部運営室要員は、状況付与に基づき、班ごとに対応を行う訓練をブラインドで行う。

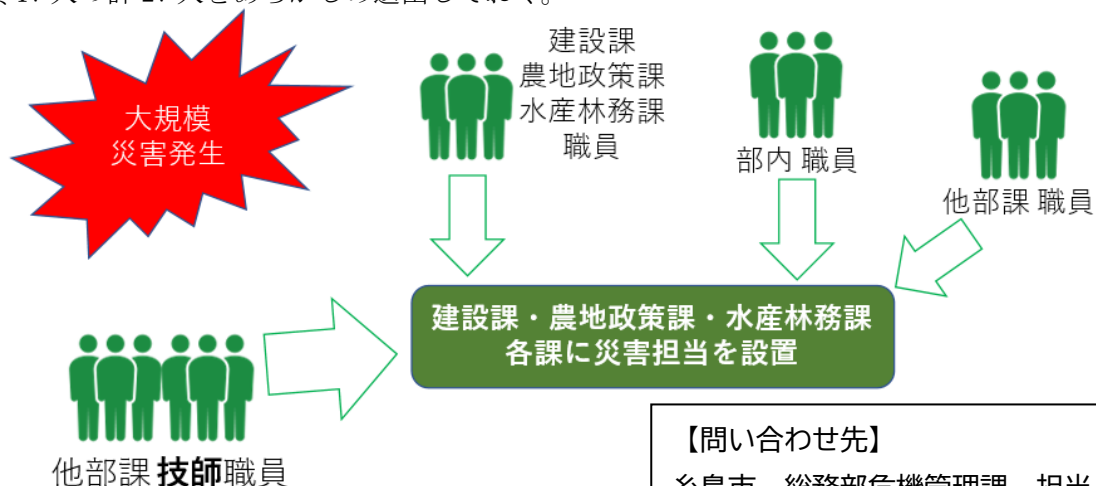
2. 大規模災害に備えた職員応援体制の構築

近年、豪雨災害等により甚大な被害を受けた市町村において、市長会などを通じ、他市町村に対し、災害復旧のための職員派遣を求める事態が多く発生している。

しかしながら、自治体により状況は異なるものの、土木技師等の専門職を被災地に派遣する余裕のある団体が減り、被災市町村は何年もの間、応援職員の派遣要請を続けるなどの状況が散見されている。

そこで、糸島市では、大規模豪雨災害発生時において、糸島市職員（特に土木技師職員）による応援体制を事前に構築することで、早期の災害復旧に努める。

- ▶大規模災害（豪雨災害）が発生した場合、復旧・復興期において、建設課・農地政策課・水産林務課に対し、市役所内技師職員等の応援体制を構築し、災害復旧業務に取り組む。
- ▶上記3課への職員応援体制構築として、市役所内の他部課から、技師職員15人及びその他応援職員17人の計27人をあらかじめ選出しておく。



1. 令和6年度の糸島市職員防災訓練基本方針

①風水害対応、②地震災害対応、③原子力災害対応の3つの柱で職員防災訓練を実施する。

(1) 風水害対応

- ・人事異動に伴う要員の交代があることから、出水期前の5月13日に災害対策本部及び災害対策本部運営室の訓練を行い、風水害対応に備える。……………**継続**

(2) 地震災害対応

- ・災害対策本部員を対象とした初動対処訓練（図上訓練）*や職員参集訓練など、焦点を絞った訓練を実施する。……………**新規**
※令和7年1月ごろを予定

(3) 原子力災害対応

- ①平成24年度から毎年実施している福岡県原子力防災訓練（福岡県及び糸島市主催）は、令和6年度も実施する。……………**継続**
※時期・内容については、福岡県と調整中。
- ②災害対策本部運営室要員を対象に、玄海オフサイトセンターとの通信訓練等を行い、資器材操作の習熟を図る。……………**新規**

(4) 共通（避難所開設・運営訓練）

- ・1次避難所（コミュニティセンター、あごら）及び2次避難所（小中学校、ふれあい）における避難所開設・運営の手順を確認するとともに、資器材の備蓄状況を点検する。……………**継続**

2. 風水害避難所開設・運営訓練の概要

(1) 避難所開設・運営訓練

【1次避難所（コミュニティセンター・あごら）】

- ①日 時／令和6年5月23日（木） 13:00～17:00
- ②場 所／可也コミュニティセンター（現地確認は各コミュニティセンター・あごら）
- ③参加者／約80人（1次避難所運営職員、コミュニティセンター職員等）
- ④内 容／よかまちみらいプロジェクトと連携した給電車両（PHVなど5台）の派遣と受け渡し訓練
避難所運営マニュアル・避難所受付システム・移動系防災行政無線の取扱説明等
各避難所の開設手順やレイアウトの確認、備蓄物資の品目・数量の点検を現地で行う

【2次避難所（小中学校、ふれあい）】

- ①日 時／令和6年5月22日（水） 14:00～17:00
- ②場 所／市役所市民ホール（現地確認は、該当小中学校・ふれあい）
- ③参加者／約30人（2次避難所運営職員）
- ④内 容／避難所運営マニュアル・避難所受付システム・移動系防災行政無線の取扱説明等
各避難所の開設手順やレイアウトの確認、備蓄物資の品目・数量の点検を現地で行う

■令和6年5月13日(月)／災害対策本部会議等及び状況に基づく対応訓練タイムスケジュール

時間	災害対策本部員訓練		災害対策本部運営室訓練		
	災害対策本部会議等	三役・本部員の行動等	時間	状況	本部運営室の行動
13:00 (市長室)	三役協議	○第1回災害対策本部会議の事前協議	13:00～ (災害 対応室)	災害 対 応 例：避難所の開設 自衛隊の派遣要請 配備体制の強化 ○下記の状況に対し、 本部運営室で処置 ①人的被害を伴う土砂 災害の発生 ②人的被害を伴う河川、 溜池の溢水、浸水、 冠水 ③住民からの問い合わ せに対する対応	○総括班 活動のとりまとめ・会議 資料作成・避難情報発令 指示等 ○電話対応班 市民からの問い合わせの対 応及び災害被害情報の抽 出 ○活動調整班 現地対応班・消防・警察 等の活動状況の把握・現 地対応部署との調整 ○情報整理班 情報収集班からの災害・ 被害情報を整理し、資料 作成 ○情報収集班 消防・警察及びインター ネットから情報収集 ○情報発信班 総括班の指示に基づき情 報発信（防災行政無線、 メール、HP等）
13:30 (災害 対策室)	第1回災害対策本部会議 ①被害の概況の報告 ②各対策部の参集状況及び 対応状況の報告 ③本部長指示 ※会議終了後、本部員は本 部運営室訓練を視察。	①第3 配備に移行した状況 (災害対策本部を設置) か ら訓練を開始 ②付与状況を事前に説明し、 各部等毎に対応案を考察し て報告			
14:00 (市長室)	三役協議 ※その他本部員は、本部運 営室訓練を視察。	第2回災害対策本部会議の事 前協議			
14:30 (災害 対策室)	第2回災害対策本部会議 ①被害状況の報告 ②各対策部対応状況の報告 ③配備強化、自衛隊派遣要 請 ④本部長指示	①人的被害の発生、今後の被 害見積もりを報告 ②各部の現在の対応状況及び 今後の対策を報告 ③第4 配備へ配備強化、自衛 隊派遣要請	14:30 (災害 対応室)	訓練の振り返り	
15:00	訓練所見 (自衛隊)		会議終了後、庁議室に全員参集して実施		
15:05	市長訓示				